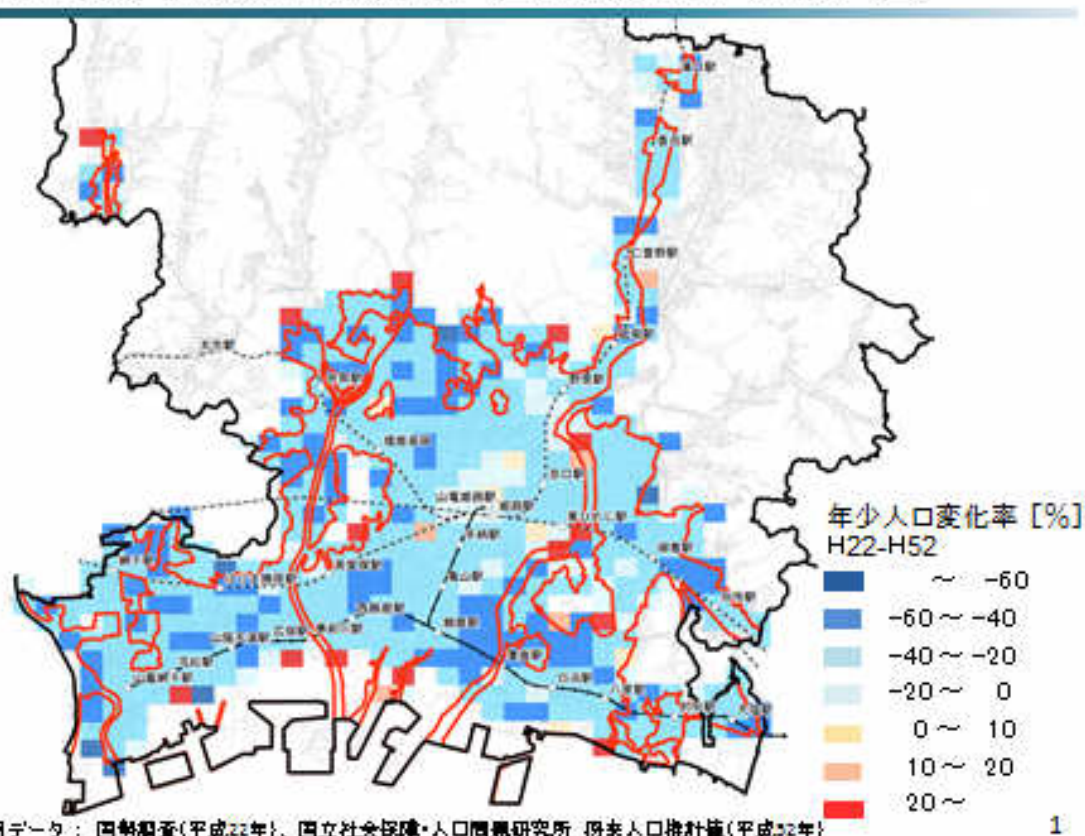


資料編 参考資料集

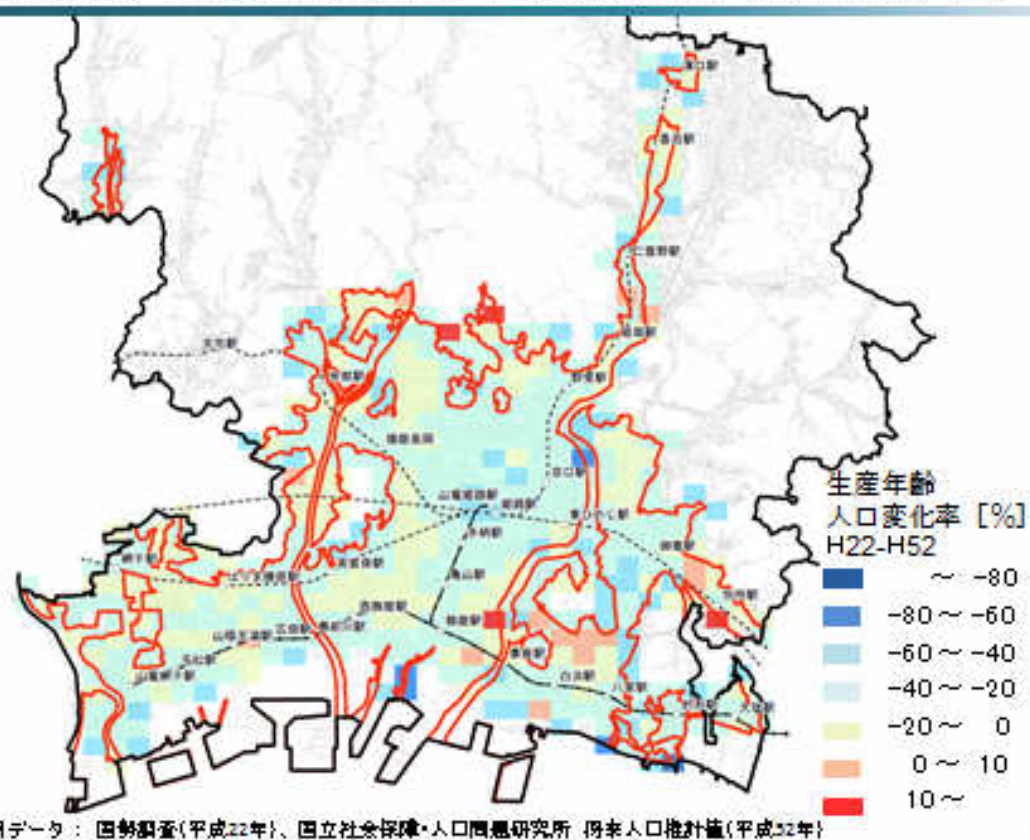
姫路市立地適正化計画

姫路市における現況・将来推計人口構成変化率(年少人口)

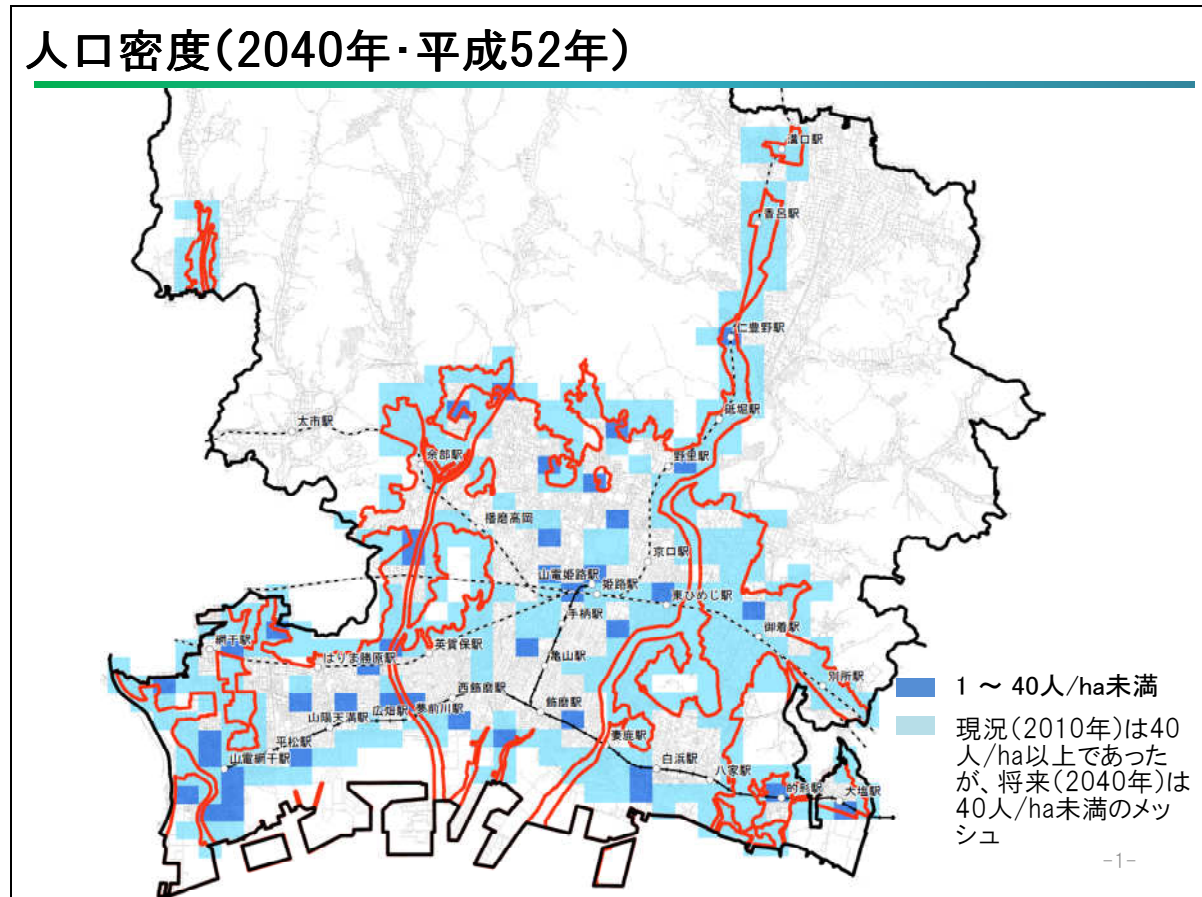
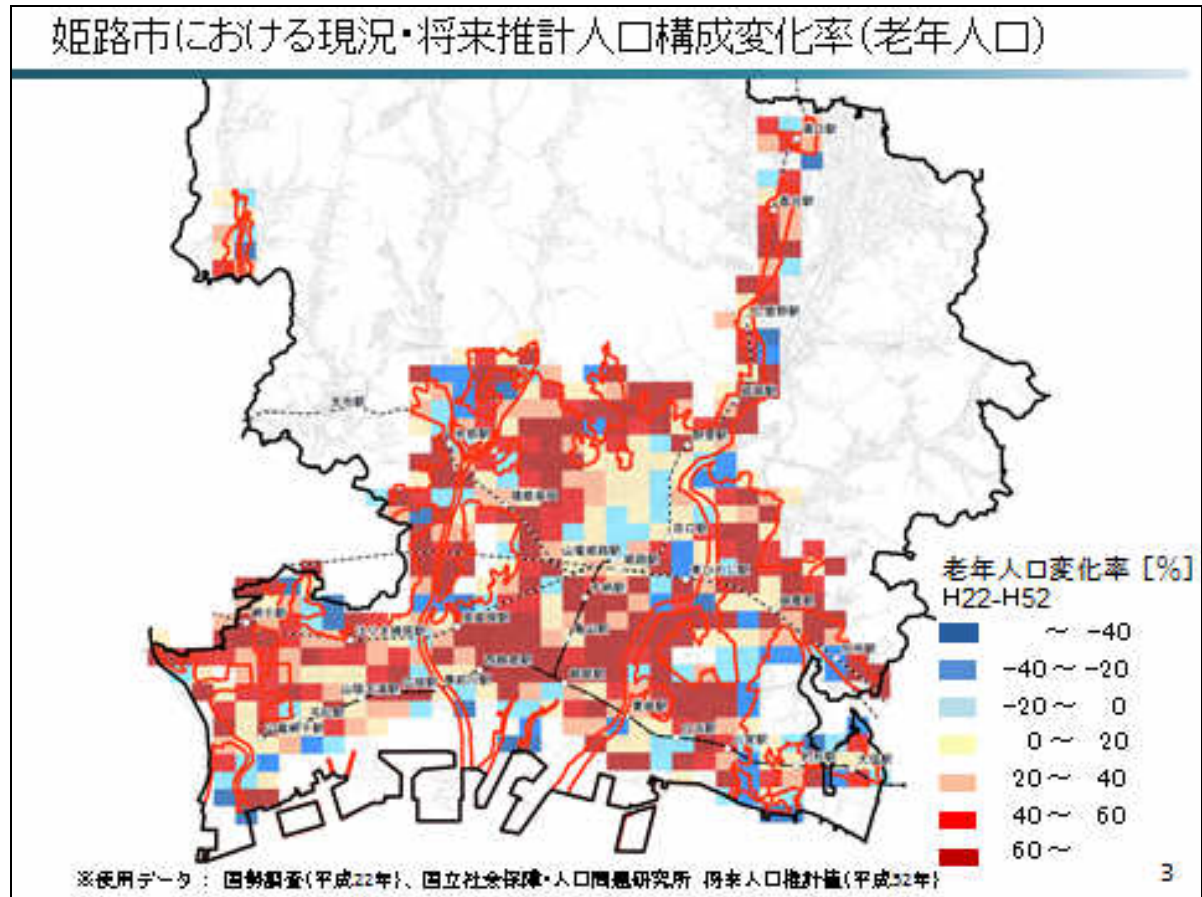


1

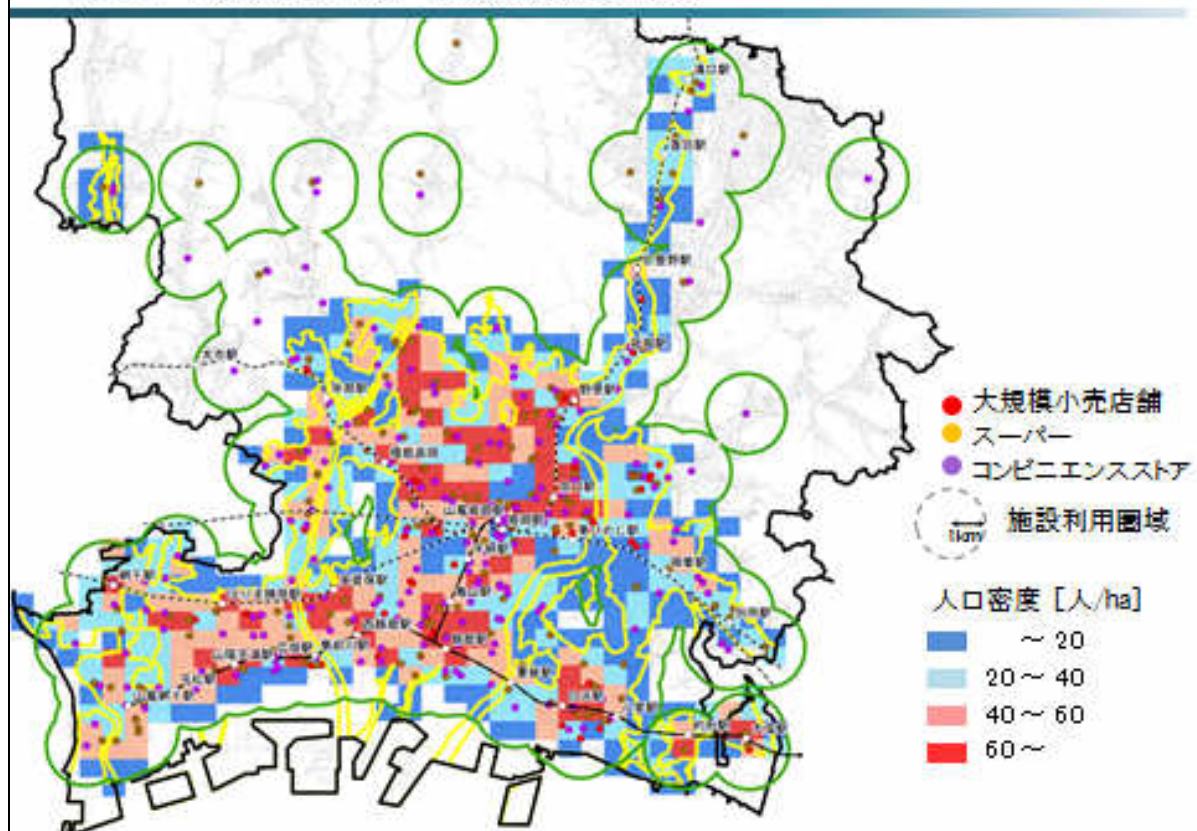
姫路市における現況・将来推計人口構成変化率(生産年齢人口)



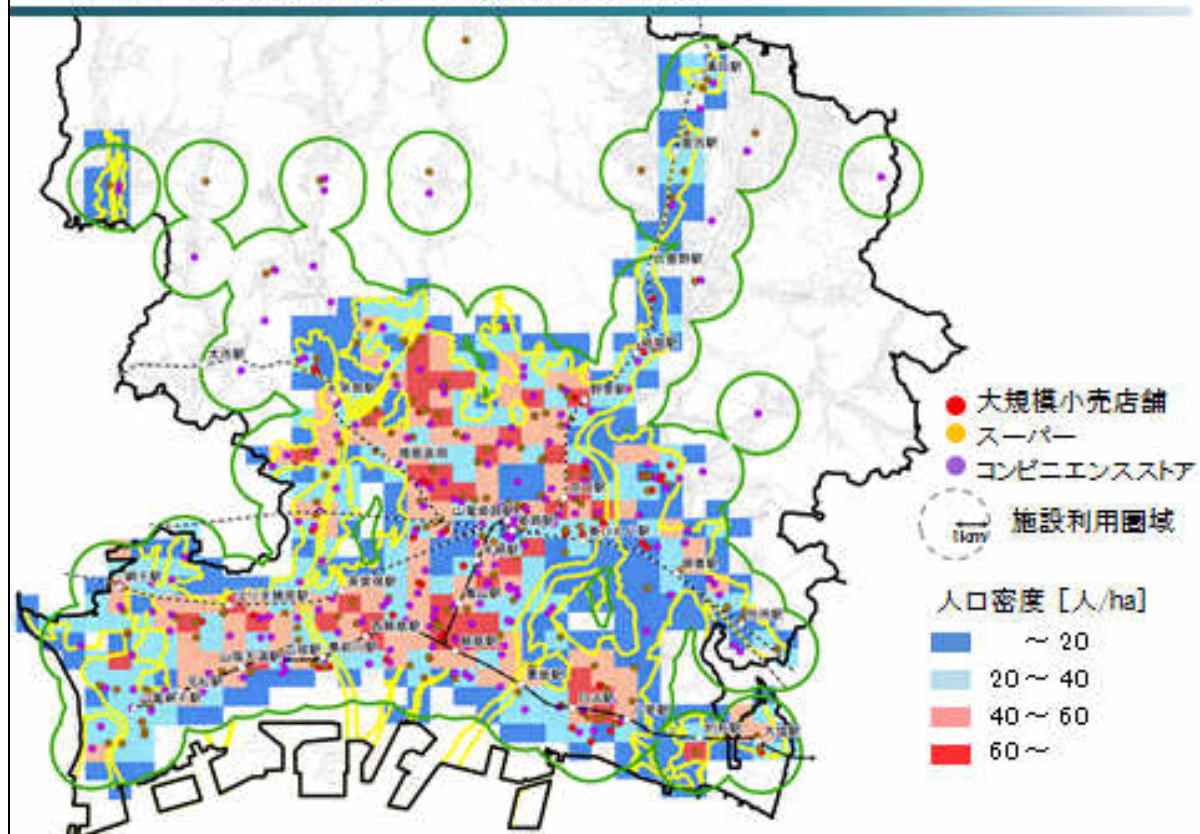
2



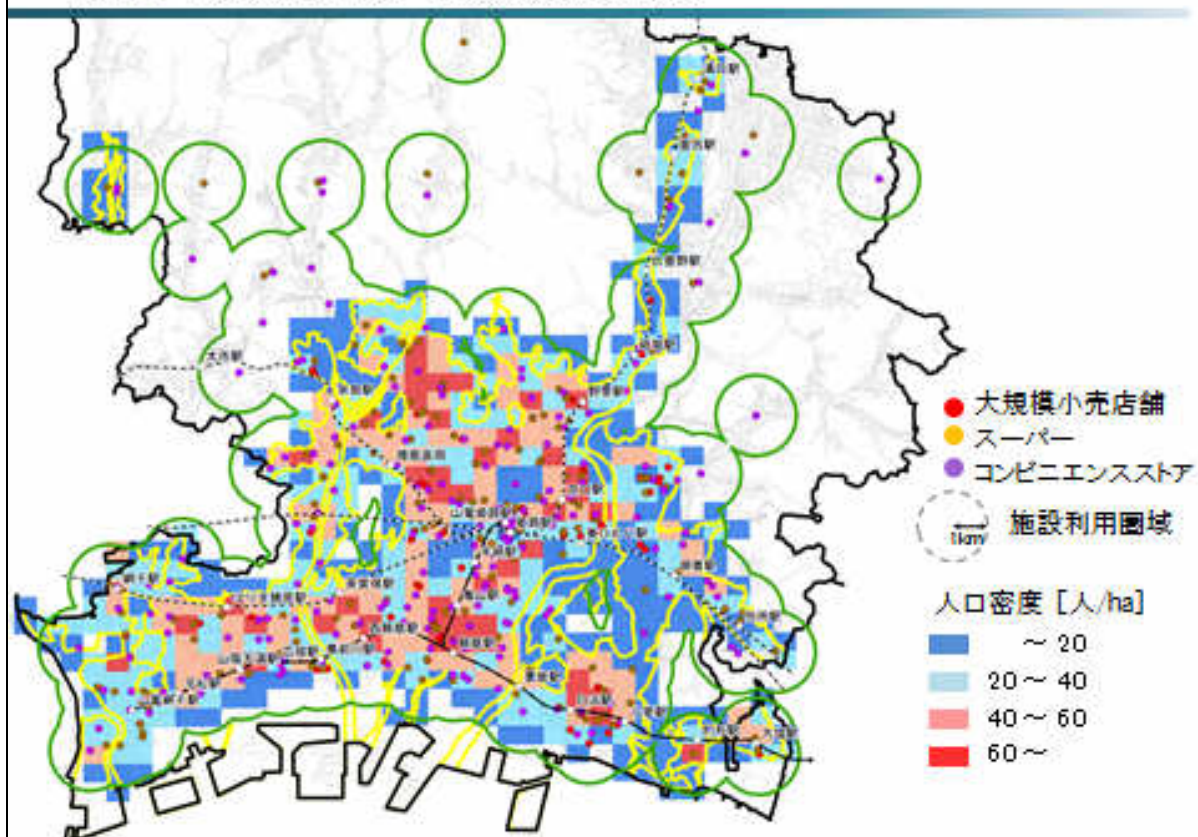
平成22年度人口密度・商業施設重ね図



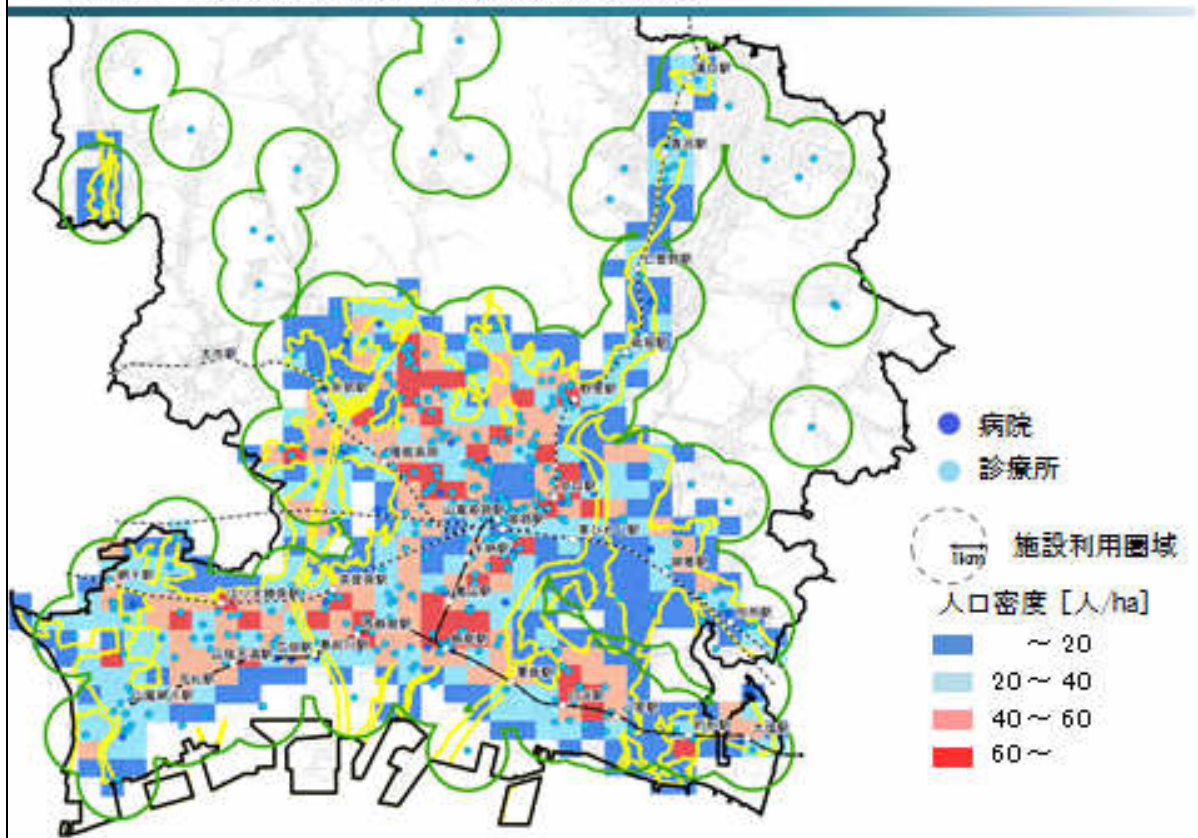
平成52年度人口密度・商業施設重ね図



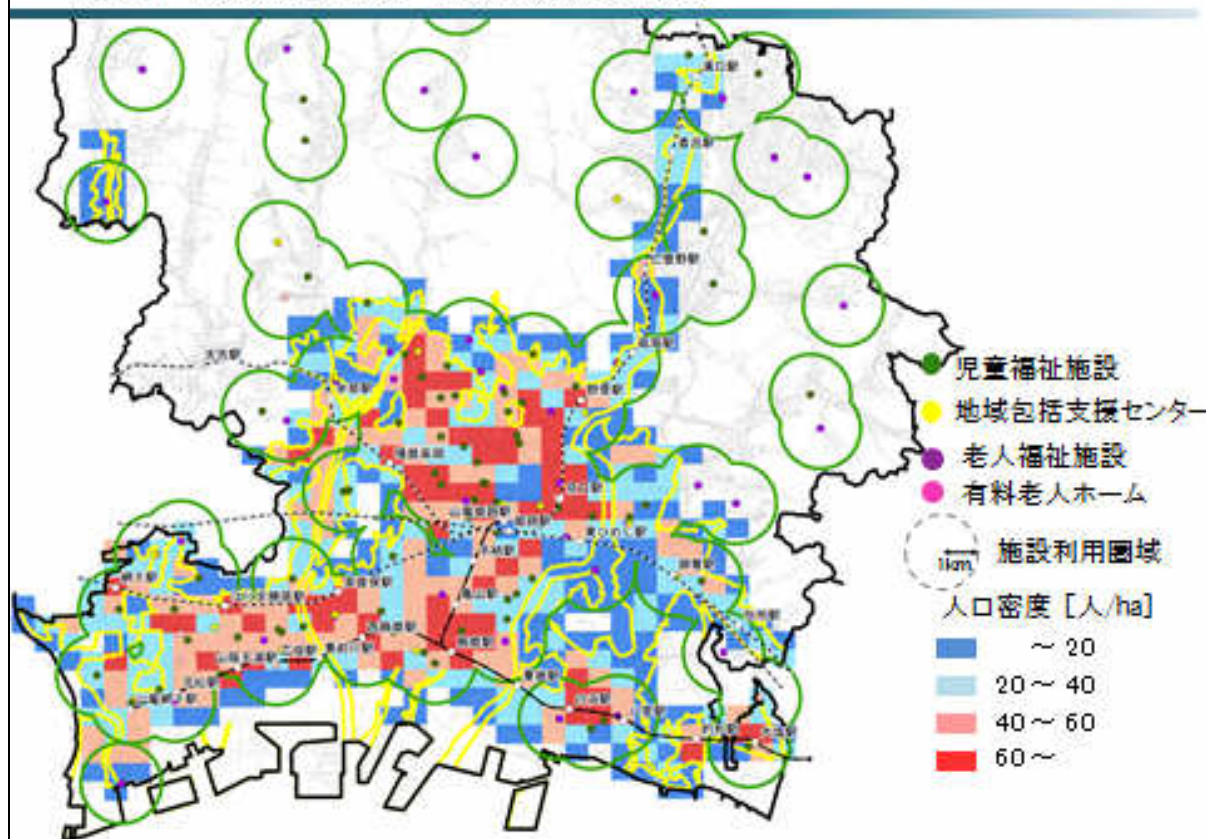
平成52年度人口密度・商業施設重ね図



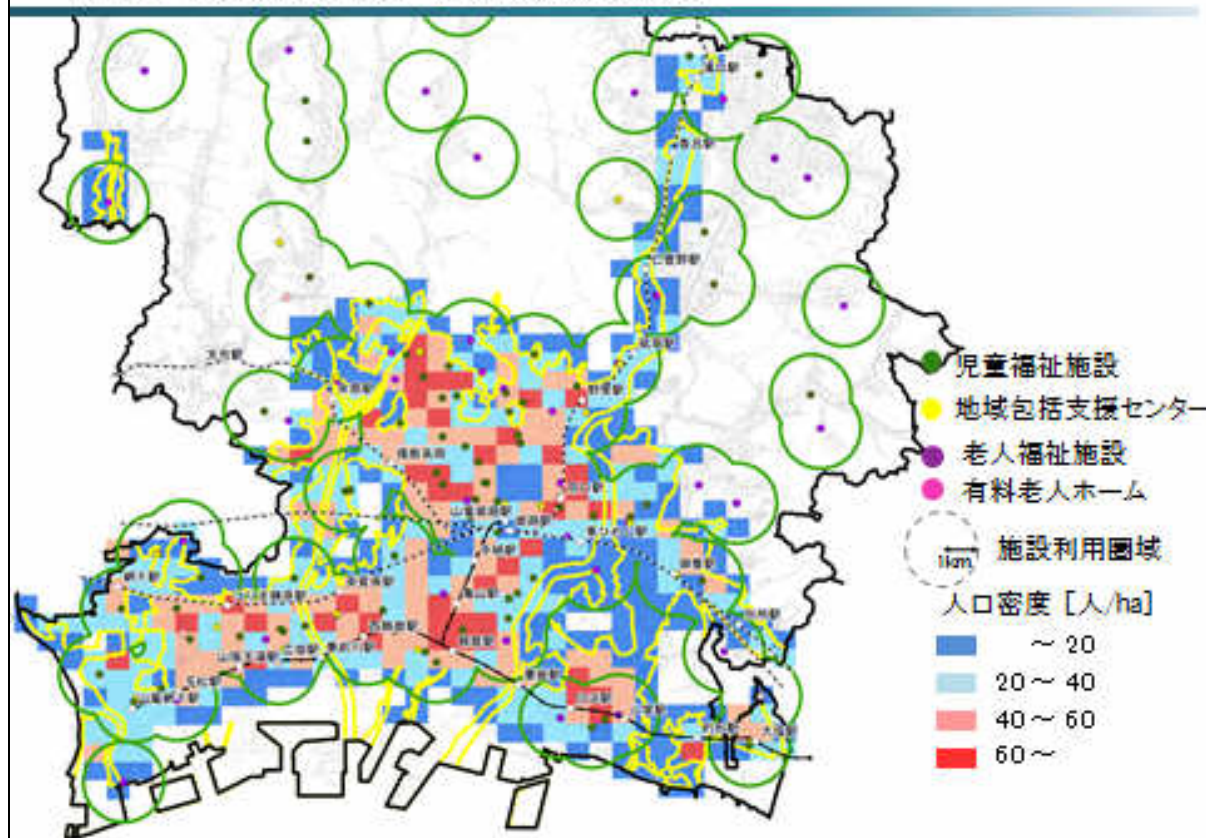
平成52年度人口密度・医療施設重ね図



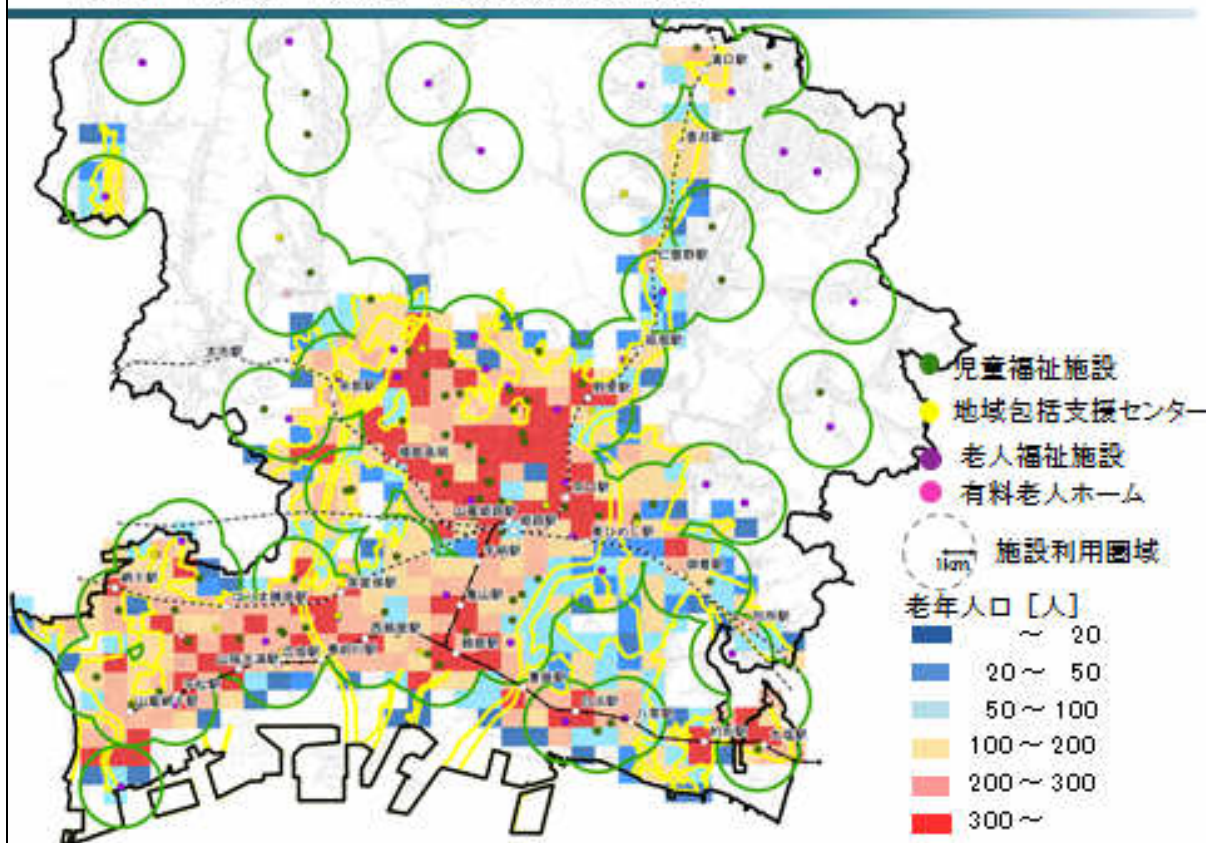
平成22年度人口密度・福祉施設重ね図



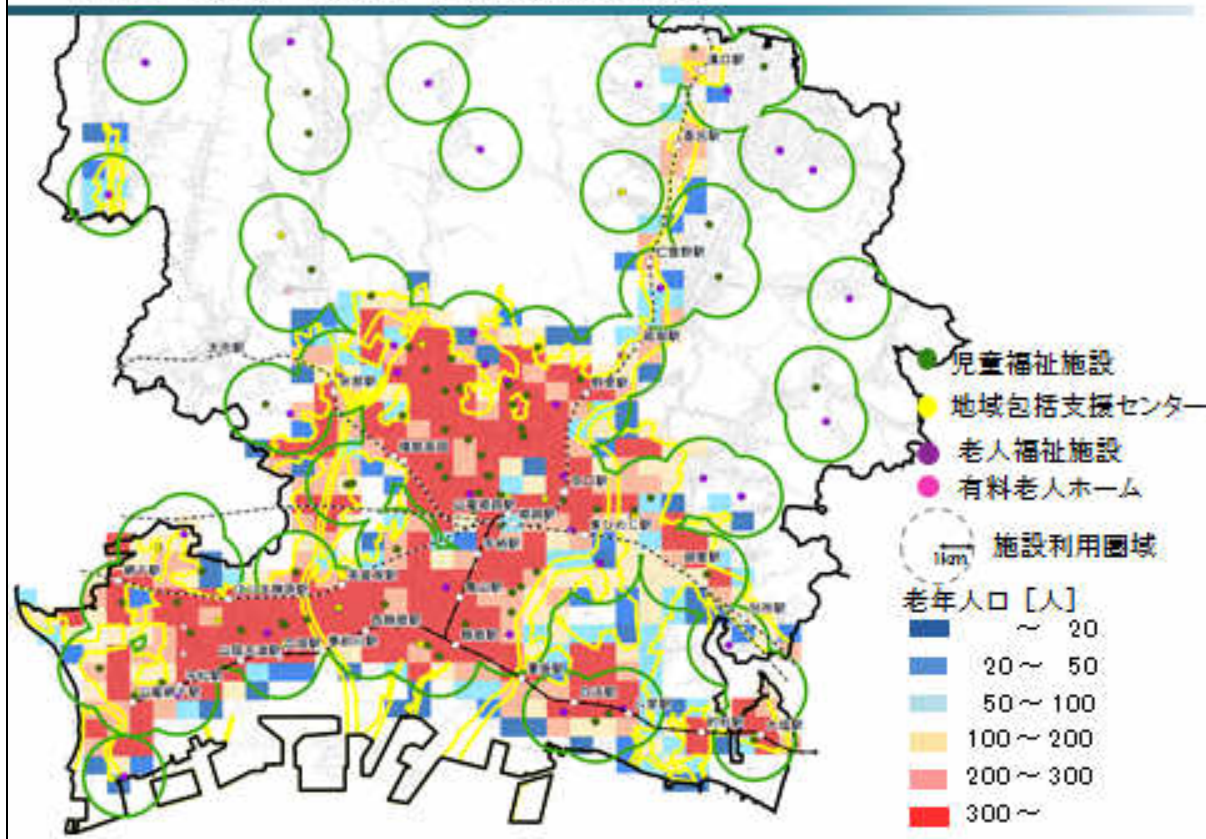
平成52年度人口密度・福祉施設重ね図



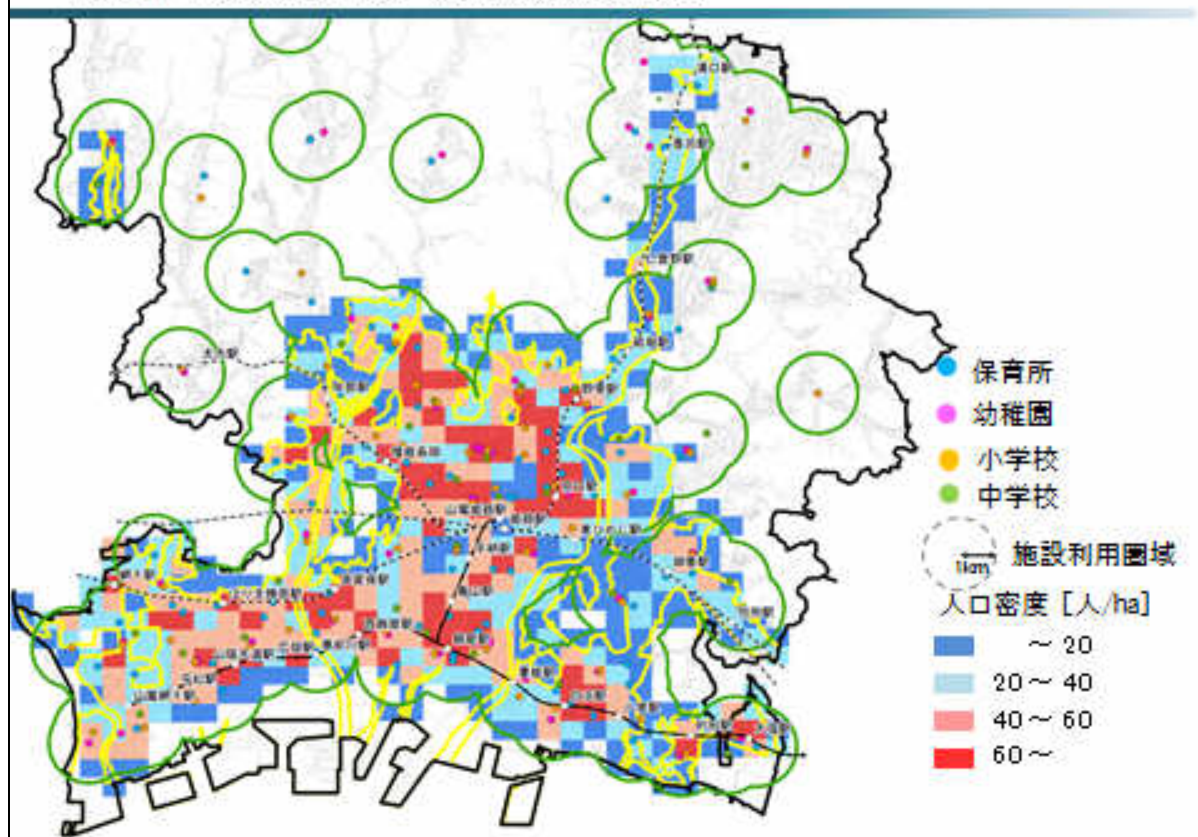
平成22年度老年人口・福祉施設重ね図



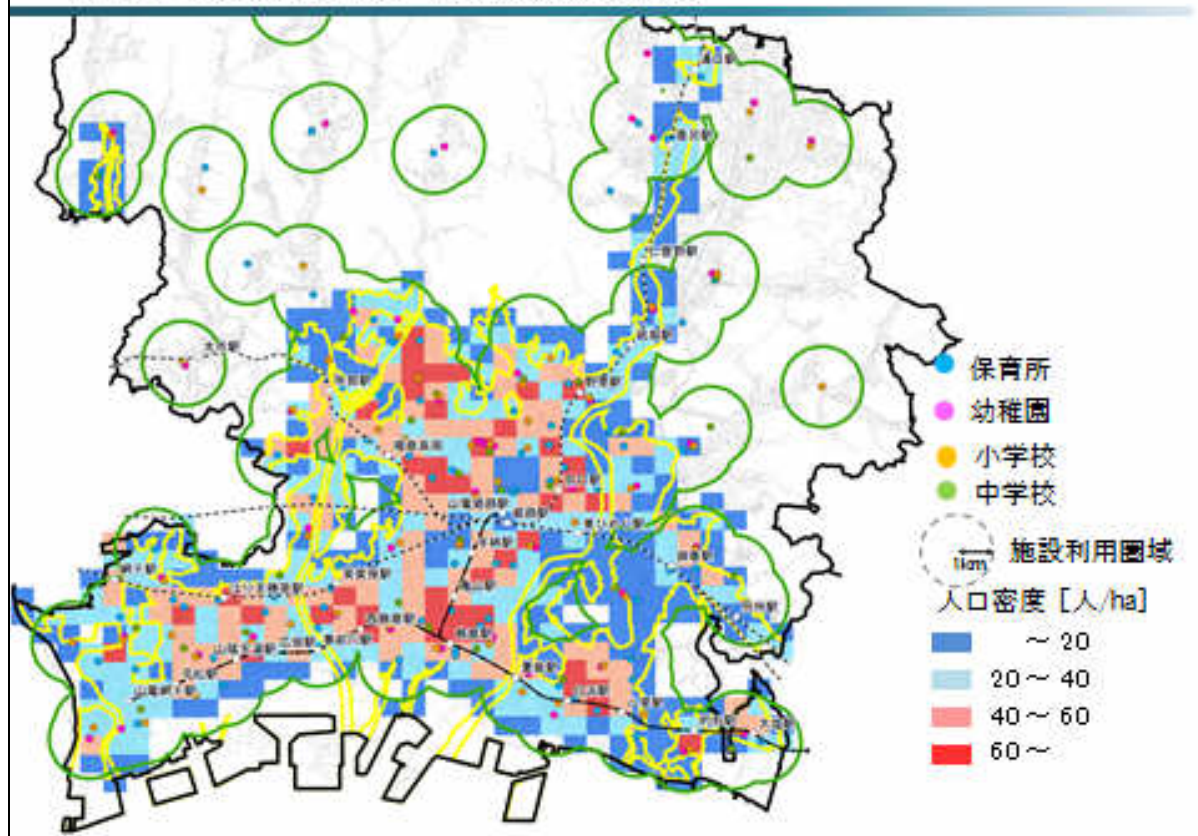
平成52年度老年人口・福祉施設重ね図



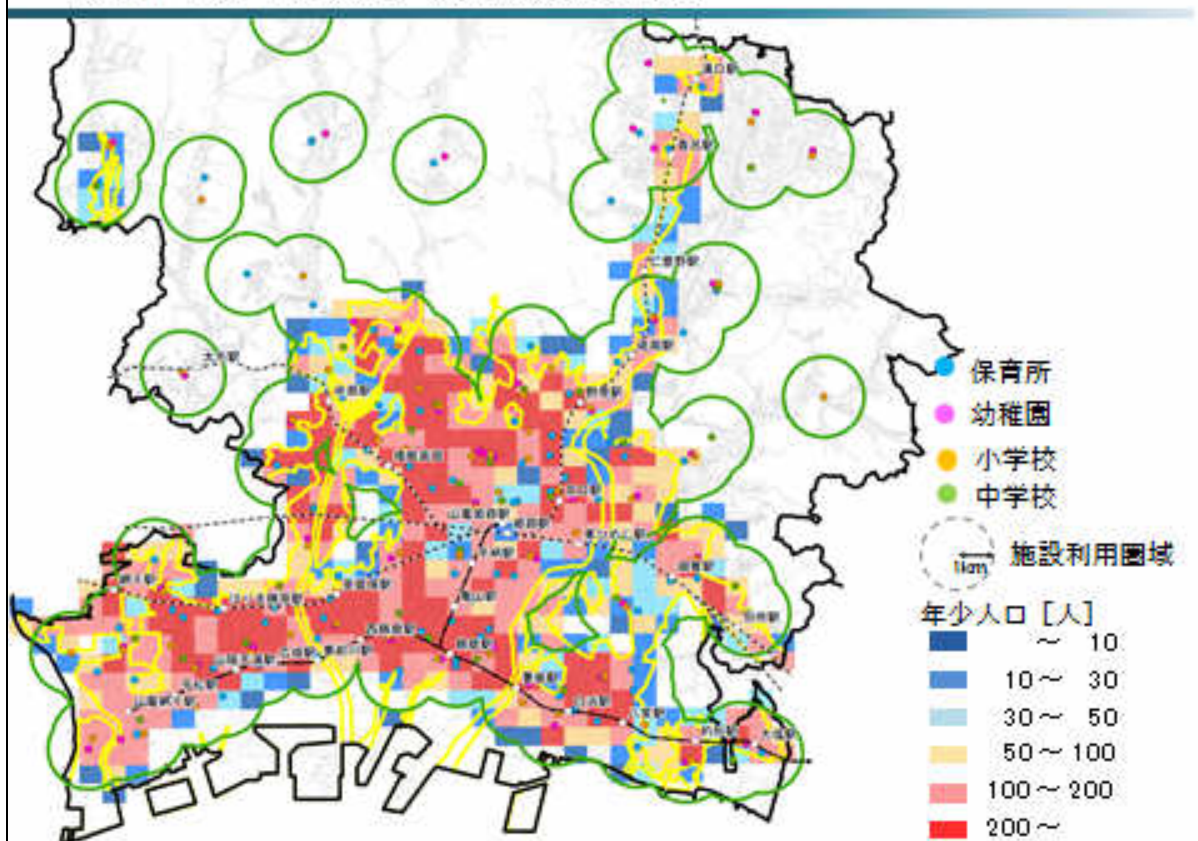
平成22年度人口密度・教育施設重ね図



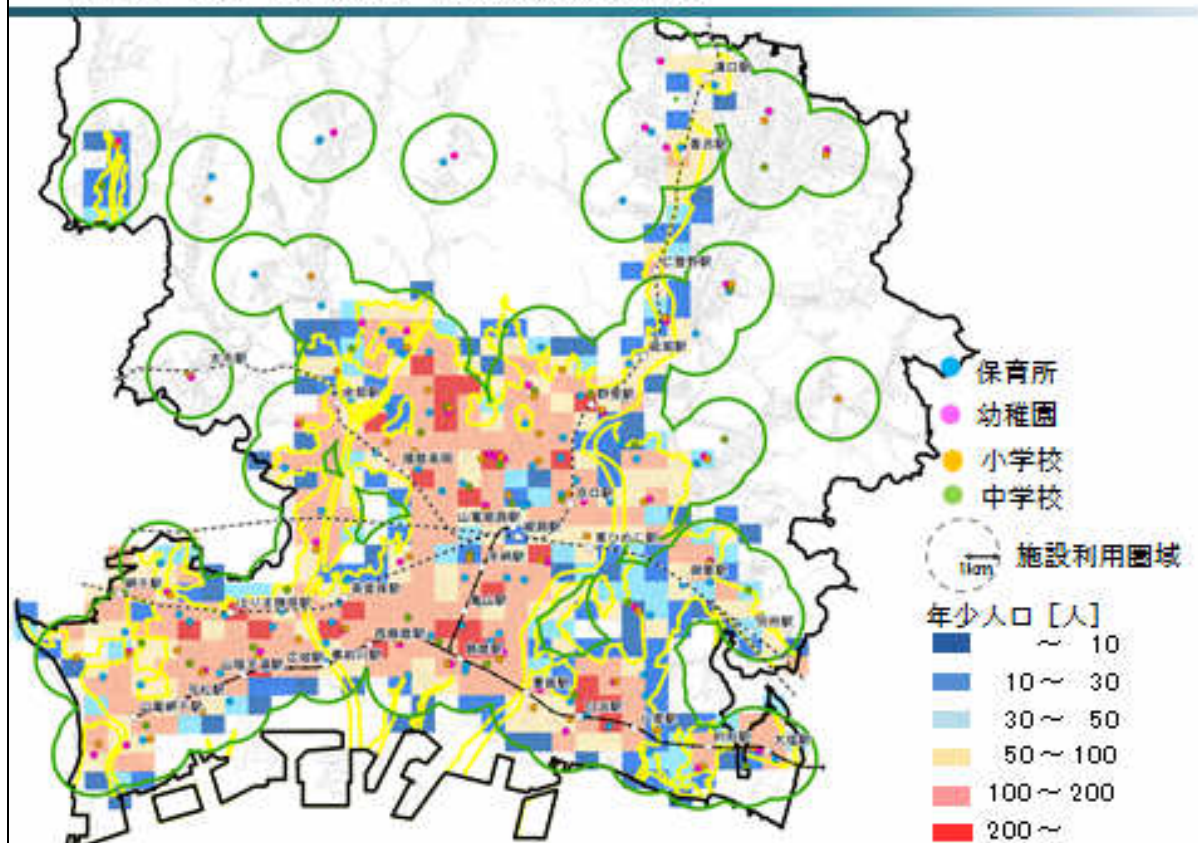
平成52年度人口密度・教育施設重ね図



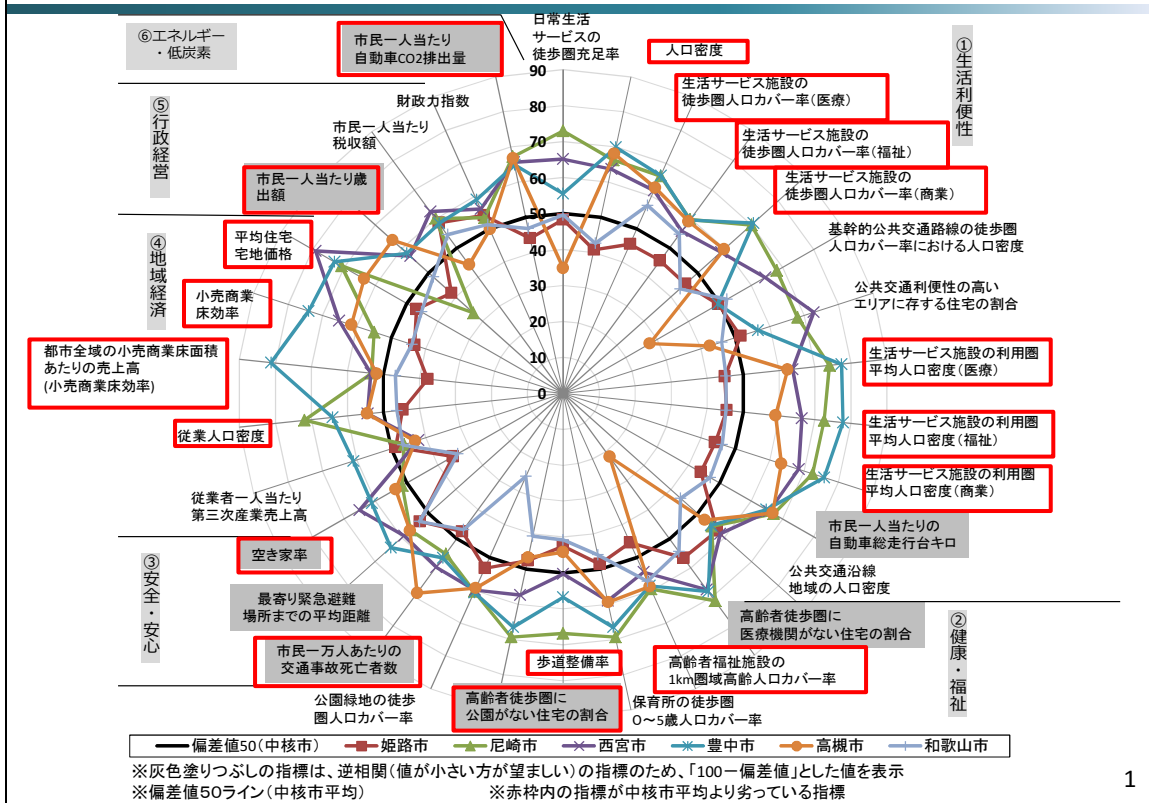
平成22年度年少人口・教育施設重ね図



平成52年度年少人口・教育施設重ね図

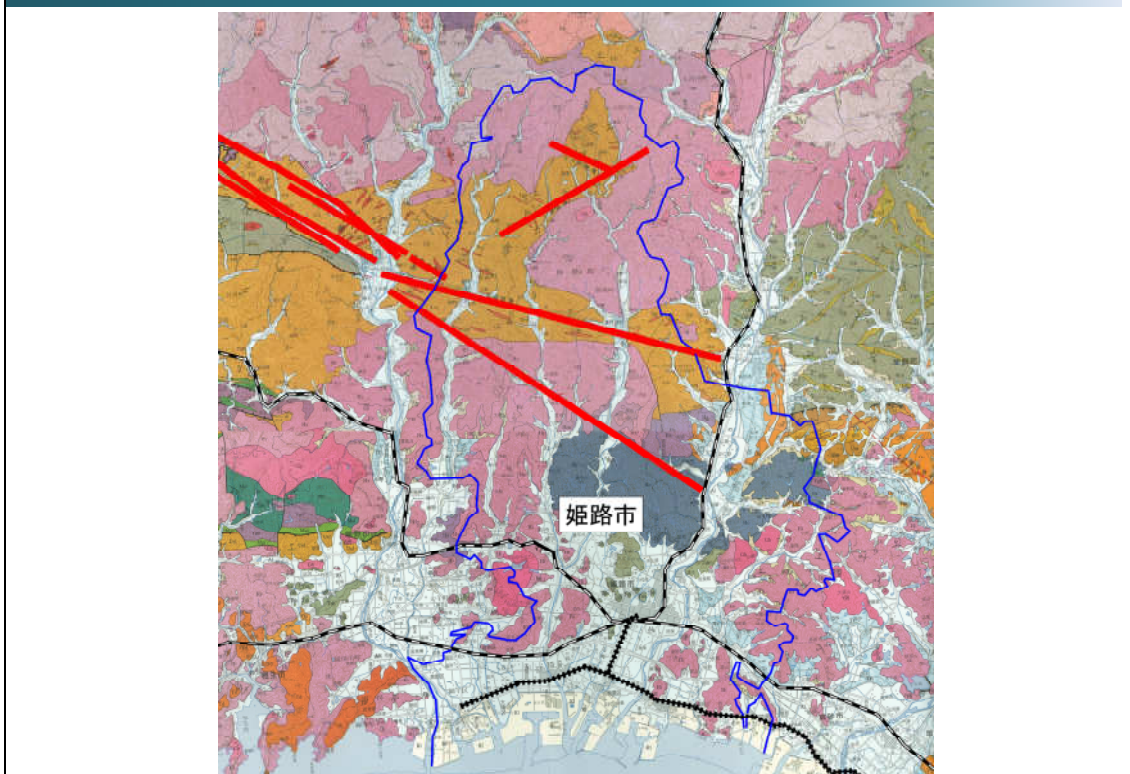


都市構造の評価に関するハンドブックによる他都市との比較



※都市構造の評価に関するハンドブックとは、国土交通省が各都市におけるコンパクトなまちづくりに向けた取組を支援するため、全国市町村データとして入手可能なデータ項目を活用した評価指標を中心に、都市構造の形状など外形的な側面から都市構造のコンパクトさを評価する手法が掲載された参考図書です。

姫路市内における断層位置図



姫路市立地適正化計画 策定経緯

平成 27 年度		
平成 27 年	7 月 30 日(木)	第 1 回庁内検討会
	12 月 24 日(木)	第 2 回庁内検討会
平成 28 年	2 月 5 日(金)	第 3 回庁内検討会
平成 28 年度		
平成 28 年	7 月 28 日(木)	第 4 回庁内検討会
	8 月 5 日(金)	平成 28 年度第 2 回都市計画審議会報告
	10 月 18 日(火)	平成 28 年度第 3 回都市計画審議会報告
平成 29 年	1 月 26 日(木)	第 5 回庁内検討会
	1 月 31 日(火)	平成 28 年度第 4 回都市計画審議会報告
	3 月 29 日(水)	第 6 回庁内検討会
平成 29 年度		
平成 29 年	5 月 24 日(水)	平成 29 年度第 1 回都市計画審議会報告
	7 月 26 日(水)	第 7 回庁内検討会
	8 月 10 日(木)	パブリック・コメント開始
	8 月 13 日(日)	説明会①(市役所大会議室)
	8 月 16 日(水)	説明会②(市役所大会議室)
	8 月 18 日(金)	説明会③(市役所大会議室)
	9 月 11 日(月)	パブリック・コメント終了
	10 月 2 日(月)	第 8 回庁内検討会
	11 月 1 日(水)	平成 29 年度第 2 回都市計画審議会諮問
平成 30 年	2 月 1 日(木)	届出受付開始
	3 月 31 日(土)	制度公表・運用開始

姫路市立地適正化計画策定庁内検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市における都市再生特別措置法第81条第1項（法律第22号）に定める立地適正化計画（以下、「姫路市立地適正化計画」という。）の策定を行うための姫路市立地適正化計画策定庁内検討会（以下、「検討会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に定める事項について必要な検証及び検討を行う。

- (1) 姫路市立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) その他姫路市立地適正化計画に必要な事項に関すること。

(検討会の組織等)

第3条 検討会は、リーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる者を充てる。

- 2 検討会は、リーダーが招集し、会務を総理する。
- 3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 リーダーは、必要があると認めるときは、検討会に関係者又は学識経験者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第4条 検討会の庶務は、都市計画課において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年 7月 7日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年 7月28日から施行する。
- 3 この要綱は、姫路市立地適正化計画が策定された時に、その効力を失う。

別表第1

リーダー	まちづくり推進部長
サブリーダー	交通計画室長
メンバー	企画政策推進室長
	地方創生推進室長
	財務部参事
	商工労働部長
	まちづくり推進部参事
	姫路駅周辺整備室長
	姫路駅周辺整備室参事
	鉄道駅周辺整備室長
	文化コンベンション施設整備室長
	市街地整備部長
	道路部長
	農林水産部長
	総務部長
	保健所副所長
	保健福祉部長
生涯学習部長	

ハザードエリア等

① 想定される地震の規模・被害

本市に大きな影響を与える可能性が高い地震としては、今後 30 年以内に発生する可能性が極めて高い海溝型の「南海トラフ地震」と、内陸直下型の「山崎断層帯地震」があります。

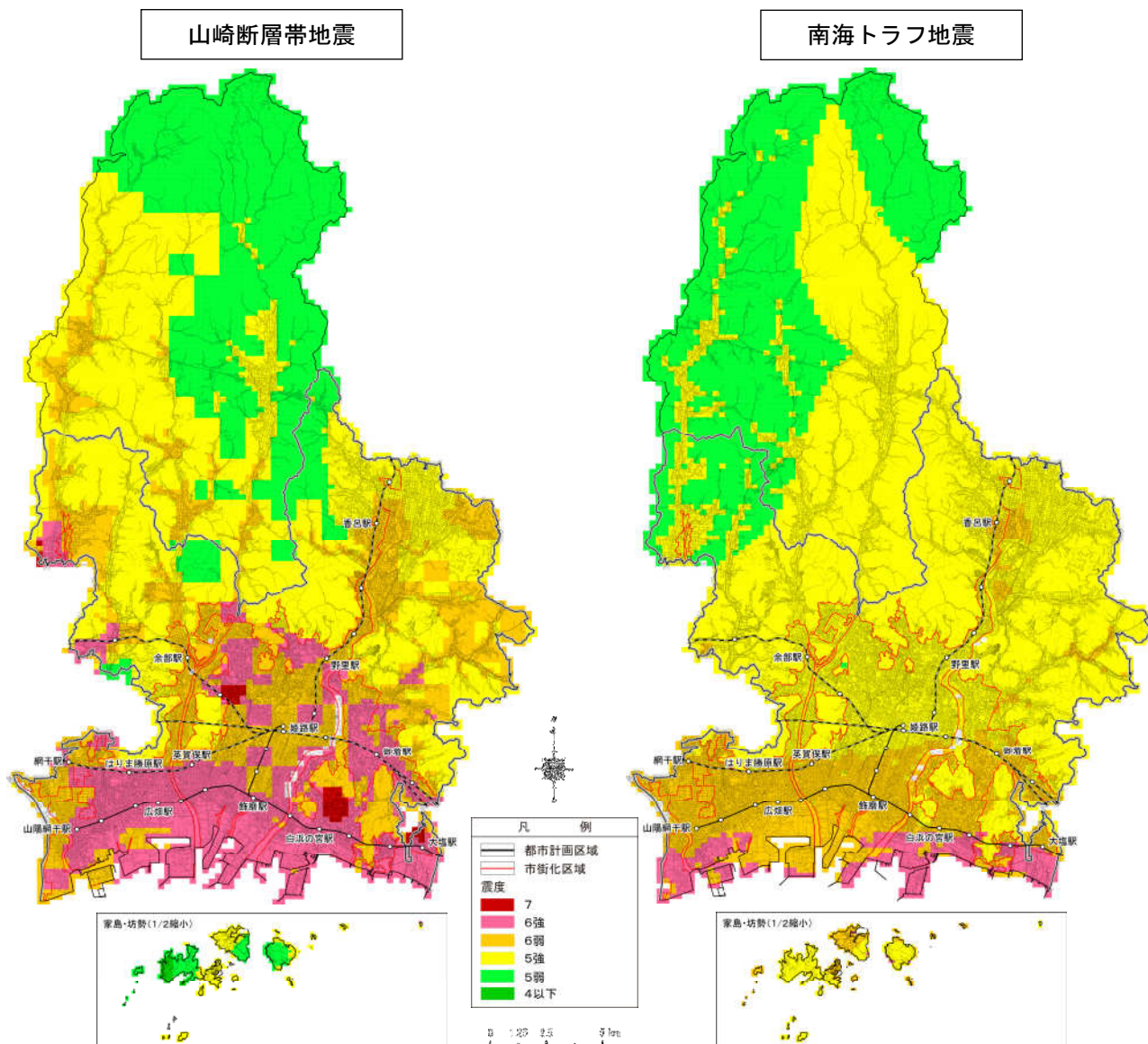
■山崎断層帯地震、南海トラフ地震による被害の想定

	建物被害		人的被害	
	全壊	半壊	死者数	負傷者数
南海トラフ地震	2,033 棟	15,133 棟	435 人	2,767 人
山崎断層帯地震	17,922 棟	39,431 棟	1,084 人	6,967 人

資料：姫路市「地域防災計画（令和 3 年度（2021 年度）修正）」

注：南海トラフ地震：冬 18 時に発生した場合の被害想定、山崎断層帯地震：冬 5 時に発生した場合の被害想定、（いずれも最も被害が大きい時間帯での被害想定）

■山崎断層帯地震、南海トラフ地震の震度分布



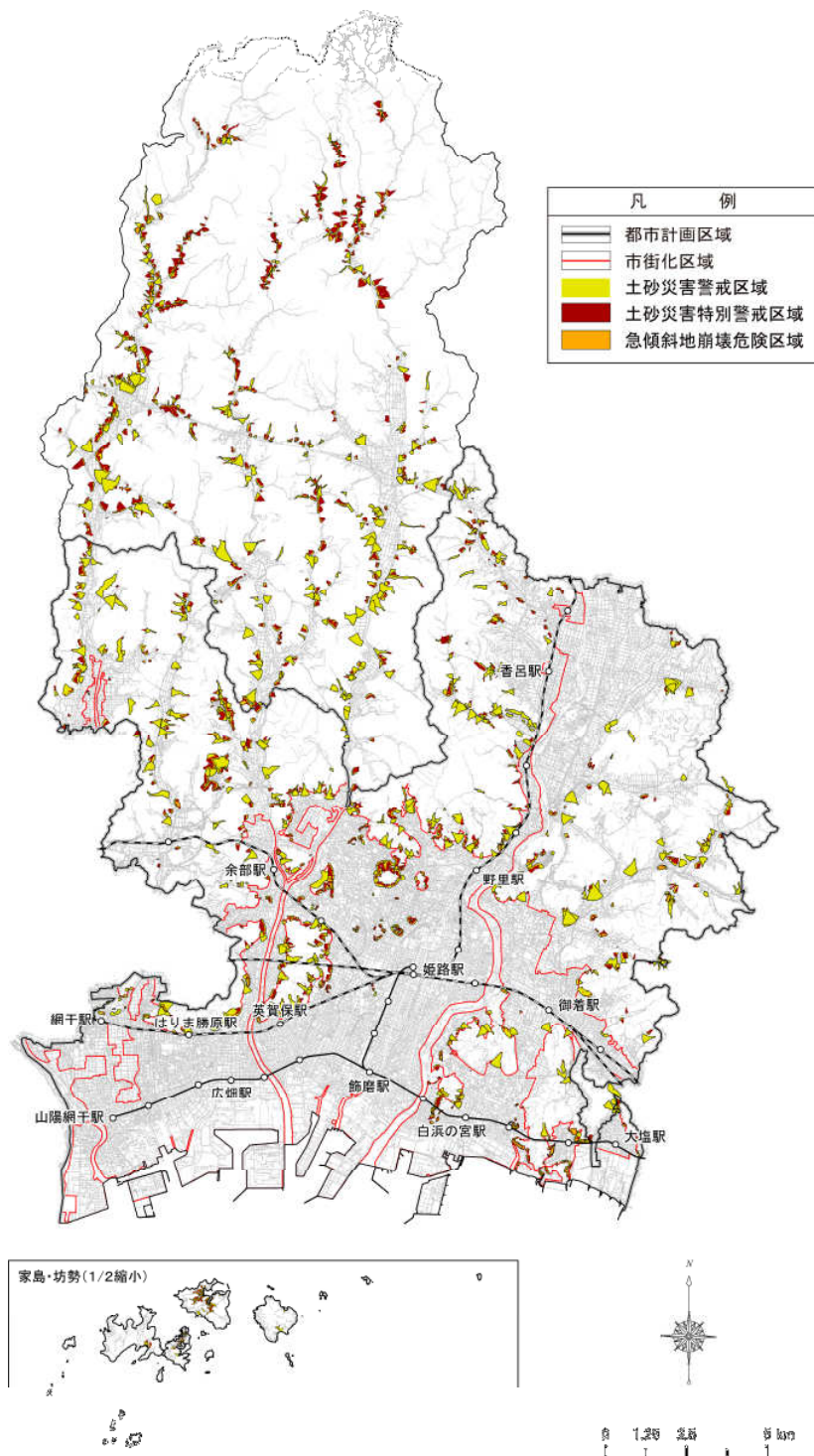
資料：兵庫県「山崎断層帯地震・震度分布図」「南海トラフ巨大地震・震度等分布図（平成 26 年 6 月）」

② 災害ハザードエリア等

ア 土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

本市では、土砂災害のおそれのある区域として、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。これらの区域は、市街化区域と市街化調整区域の境界に位置する丘陵等においても広く分布しており、中心市街地が含まれる中部ブロックにおいても指定区域があります。

■土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域



注 : 令和3年(2021年)3月現在

イ 洪水浸水想定区域

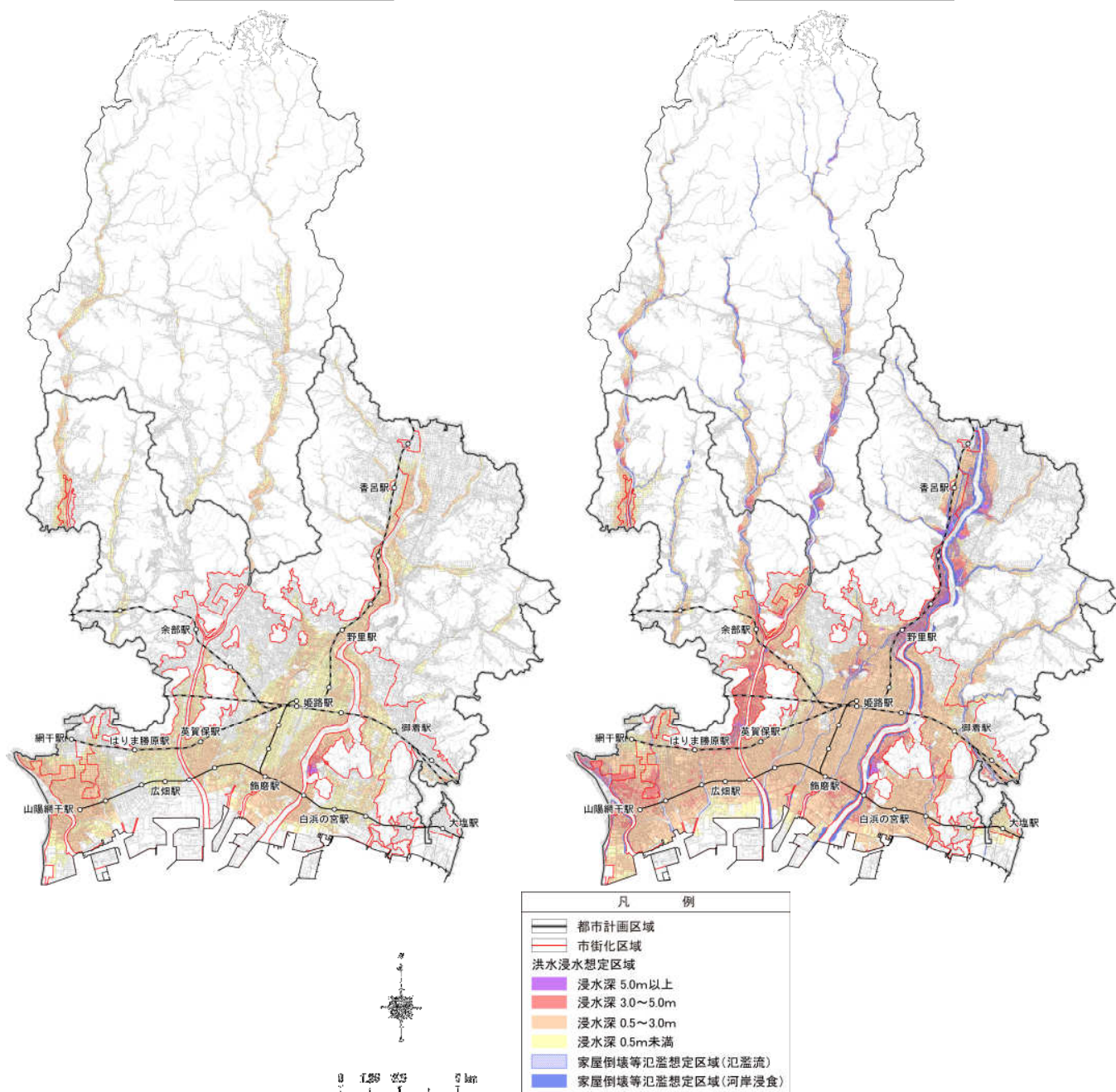
本市は、温暖で降水量が比較的少ない瀬戸内海型気候に属していますが、市内には県下有数の河川が流れ、市街地は海岸平野・氾濫平野に形成されていることから、計画規模降雨（河川整備において基本となる100年に1回程度起こる降雨）や想定最大規模降雨の洪水により河川が氾濫した場合、市街地の広範囲で浸水することが想定されています。特に、揖保川・夢前川・市川沿いで危険性が高くなっています。

浸水継続時間（想定最大規模）は、12時間未満の区域が多いものの、網干・広畑ブロックでは、最大3日間の浸水継続が広い範囲で想定されています。

■洪水浸水想定区域

計画規模

想定最大規模



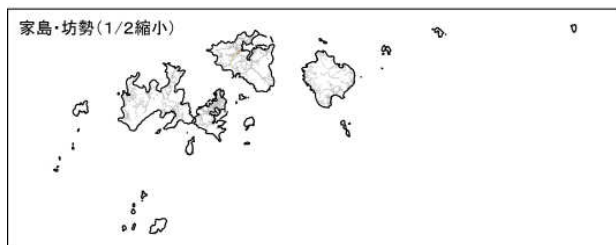
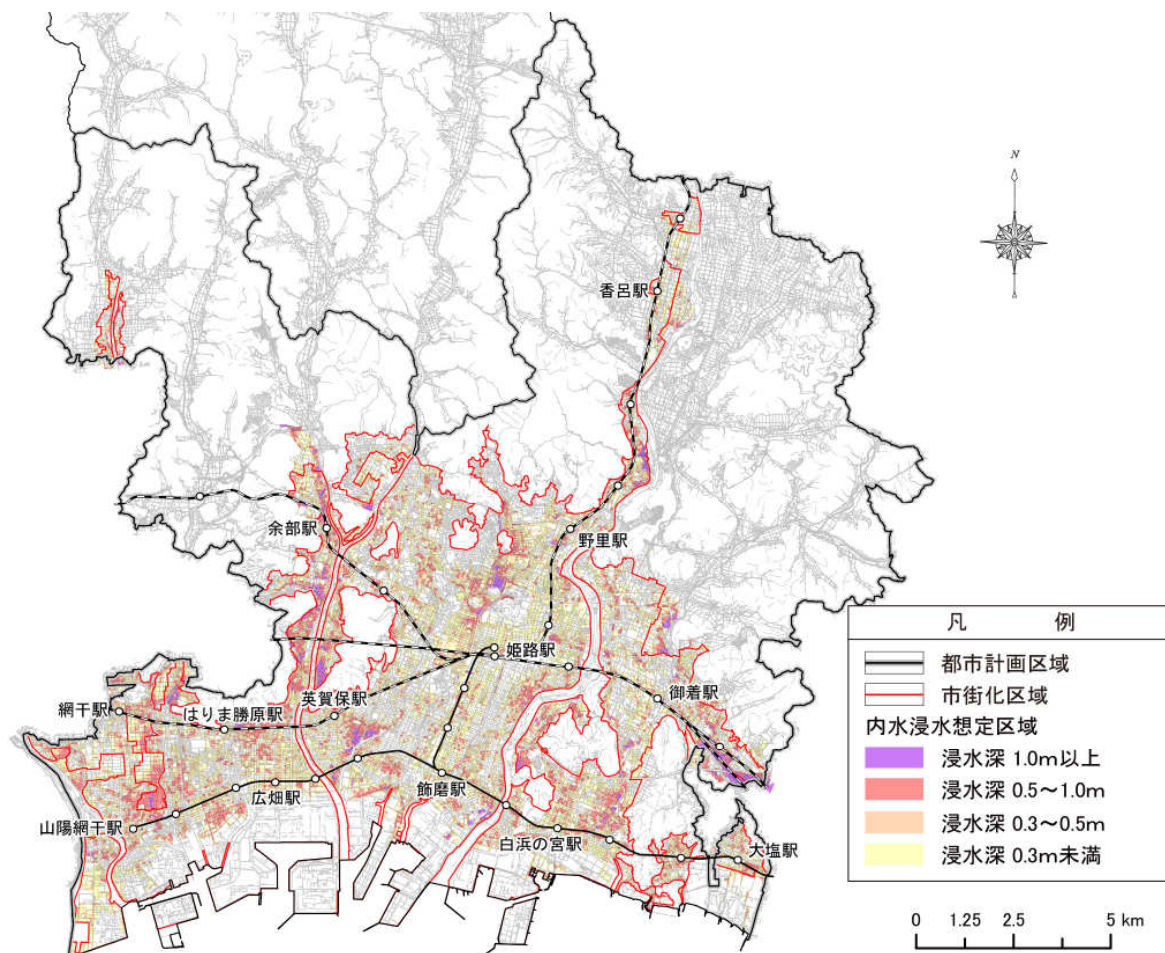
資料：兵庫県「CGハザードマップ」

注：揖保川水系は平成28年5月31日（蟠洞川は令和元年5月）、天川水系、西浜川水系、八家川水系、市川水系、野田川水系、船場川水系、夢前川水系、汐入川水系、大津茂川水系は令和元年8月（市川水系の市川は令和2年11月）のシミュレーション結果

ウ 内水浸水想定区域

本市では、下水道や普通河川、排水路等が雨水排水機能を担っており、浸水対策として下水道事業による雨水幹線や雨水ポンプ場、雨水貯留施設の整備、普通河川等の改修やポンプ場整備等を進めていますが、このようなハード対策の整備目標となる計画降雨を越える豪雨（想定最大規模降雨）が発生した場合、市街地の広範囲で浸水することが想定されています。

■内水浸水想定区域

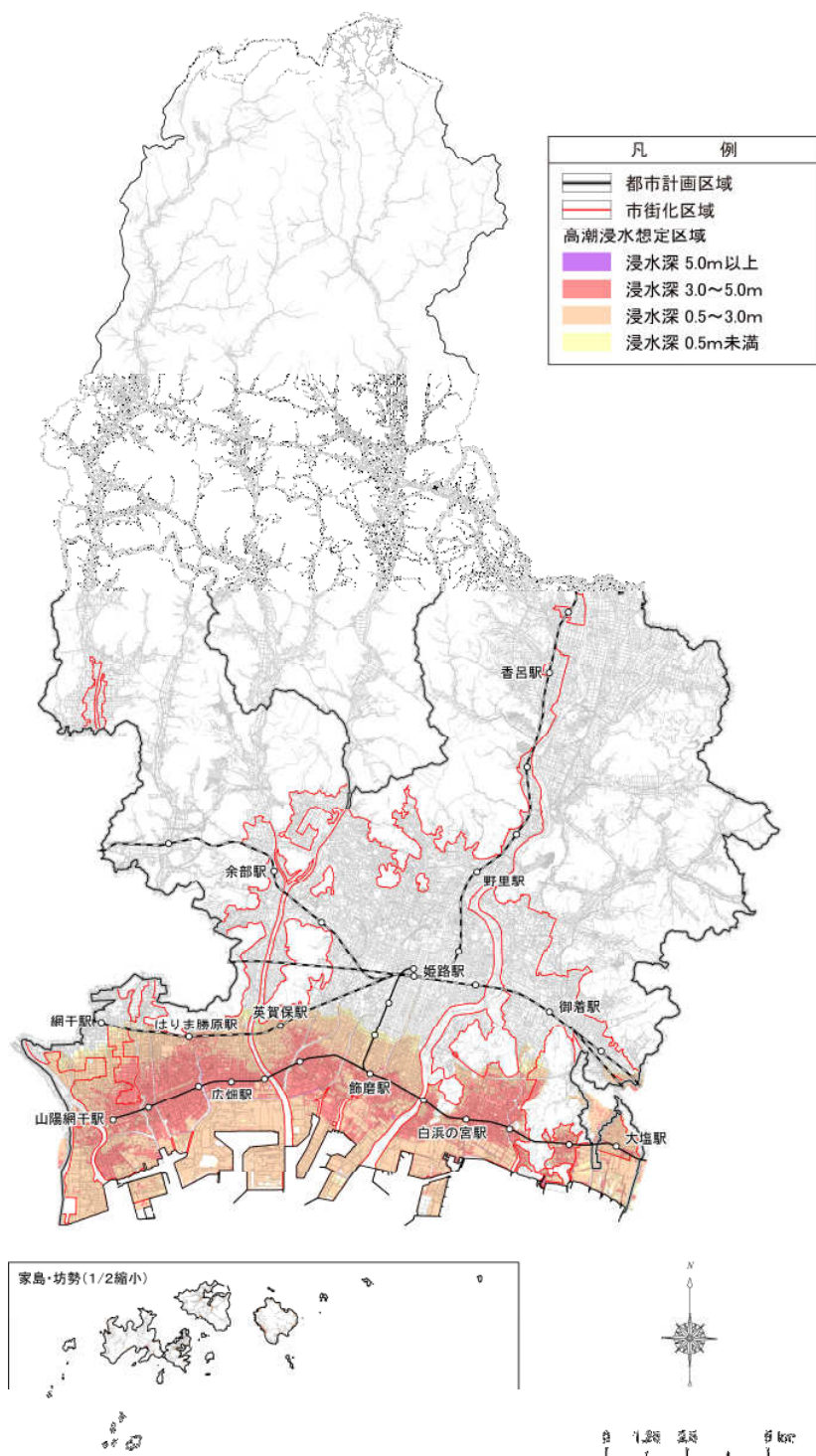


資料：姫路市内水浸水想定区域図（令和4年7月）
 注：下水道事業計画区域を対象にしたシミュレーション結果

エ 高潮浸水想定区域

想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合、網干・広畑・飾磨・灘ブロックの市街地の大部分や家島ブロック等において浸水することが想定されています。特に、埋立造成された臨海工業地帯より内陸側の山陽電鉄沿いの市街地で危険性が高くなっています。

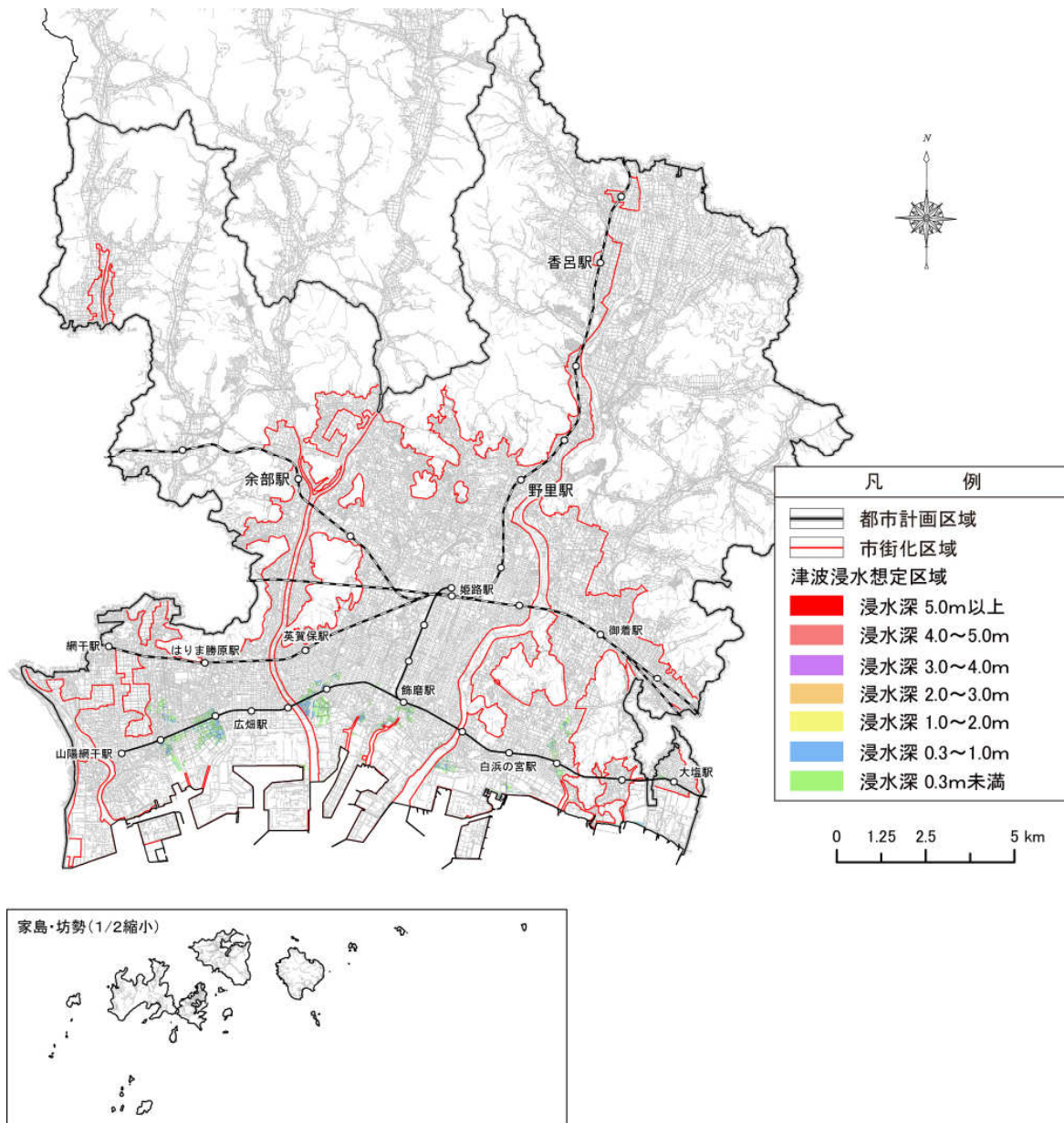
■高潮浸水想定区域



オ 津波浸水想定区域

発生し得る最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、網干・広畑・飾磨・家島ブロックにおいて、津波により浸水（津波の到達までのリードタイムは最短で120分）することが想定されています。

■津波浸水想定区域



資料：兵庫県「南海トラフ巨大地震津波被害想定」（平成26年6月）

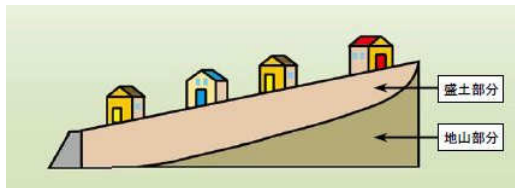
カ 大規模盛土造成地

本市には、令和3年（2021年）3月時点で、谷や沢、傾斜地を大規模に埋め立てた造成地（大規模盛土造成地）が211箇所あります。大規模盛土造成地は、市街化調整区域や都市計画区域外に比較的多く分布しています。

■大規模盛土造成地

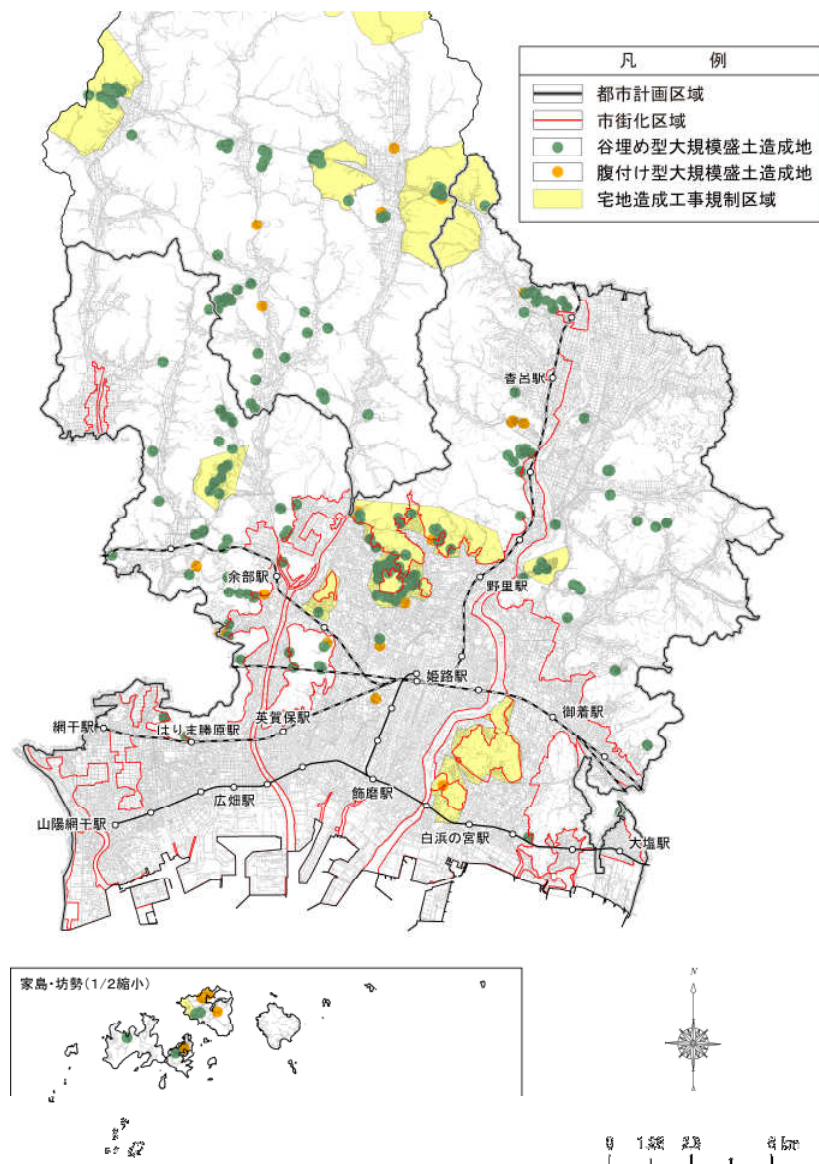
1) 谷埋め型大規模盛土造成地

- ・谷を埋め立てた造成地で、盛土の面積が3000㎡以上



2) 腹付け型大規模盛土造成地

- ・傾斜地に盛土した造成地で、地山（造成前の原地盤）の勾配が20度以上、かつ、盛土の高さが5m以上



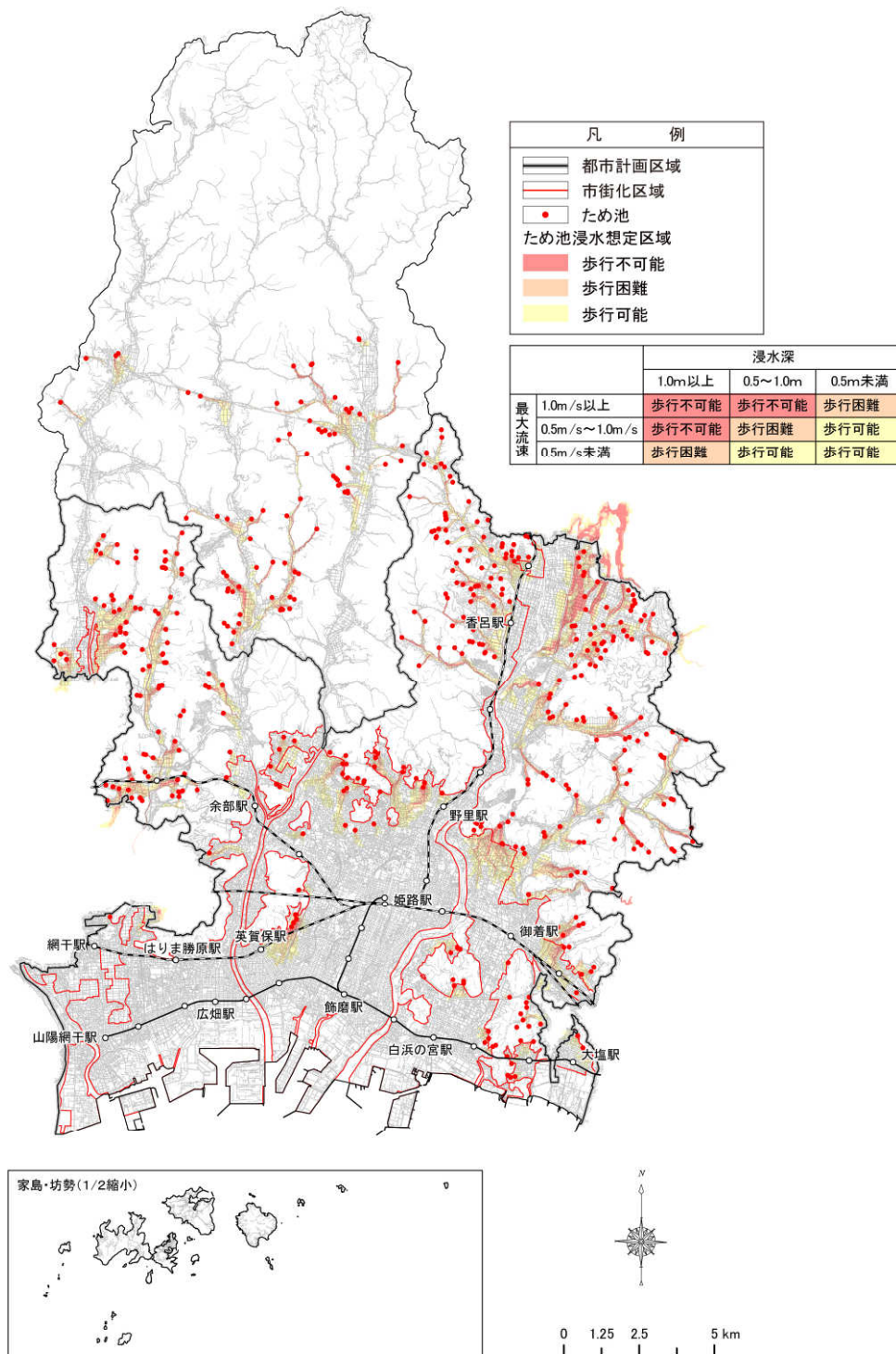
資料：姫路市調べ

注：平成27年（2015年）3月現在

キ ため池浸水想定区域

本市には農業用のため池が 537 箇所あります。その多くが老朽化しており、豪雨や地震等により決壊した場合の浸水被害が想定されています。ため池のほとんどは、市街化調整区域や都市計画区域外に分布していますが、市街化区域内や市街化区域と市街化調整区域の境界に築造されているものがあります。

■ため池浸水想定区域



資料：兵庫県「CGハザードマップ」

姫路市立地適正化計画 資料編(参考資料集)

姫路市立地適正化計画

平成30年(2018年)3月 策定

令和3年(2021年)10月 改定

令和6年(2024年)3月 改定

発行:姫路市役所 都市局 まちづくり部 都市計画課

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

TEL: 079-221-2534 FAX: 079-221-2757

E-MAIL: tkeikaku@city.himeji.lg.jp